

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名		消費者啓発事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	釜井 広行
				担当者名	山崎 美知子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)		消費者啓発事業 (01-04-01)					
事務事業の種類		○ 新規事業 (○ 23年度 ○ 22年度)		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	消費者基本法 東京都消費生活条例		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	産業革新都市[]				
		政策	活力ある地域経済づくり[05]				
		施策	安心安全の消費生活[05-09]				
目的	区民の消費生活の安定と向上にとっては、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。						
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者						
内容	1 消費者講座 21年度(8回): 「家庭で衣類の上手なお手入れを!」「ニセモノってなに?ブランド品の購入の基本」「通信販売を上手に活用するために」「中高年向け~携帯電話の上手な使い方」(2回)「電気の怖い事故!身近な家電製品から見直そう」「食品添加物の光と影」「安心・安全な食品選びのコツ」 22年度(8回): 「インターネットの便利な使い方とトラブルを防ぐ方法」「お金を借りるってどういうこと?」「失敗しないマイホーム購入のポイント」「知って得する保険商品の知識」「賃貸住宅トラブルの対処法」「知っておきたい『保証人』の責任」「住宅リフォーム成功の秘訣」「あなたの食品選びは大丈夫?」9回目は東日本大震災のため中止						
	2 消費者講演会 21年度 「そこが知りたい最近の葬儀事情」(AM)「相続の基本を知って『争族』回避!」(PM) 22年度 「騙されないぞ!悪質商法 最近の手口と対策法」 3 出前講座:区内の公共施設等に消費生活相談員が出張して開講。 21年度 14回・22年度 17回・23年度 3回(5月末現在) 受講者募集方法:区報掲載、ポスター、チラシ、ホームページ等により消費者に広く周知する。 4 東京都の消費生活総合センター共同キャンペーンに参加し「若者トラブル110番」「多重債務110番」「賃貸トラブル110番」を実施。 5 ケーブルテレビに出演、区報「消費者相談室から」に相談事例等を掲載、事例集の発行などで啓発。 6 消費者相談室周知用マグネットシートを作成し、相談による被害軽減を図る。						
経過	昭和50年10月 東京都生活物資等の危害の防止、表示の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。 平成6年10月 同条例の全部改正。名称を「東京都消費生活条例」に変更。 平成13年4月 事業名を「消費者講座及び消費者啓発」から「消費者啓発事業」に変更。 平成14年3月 都消費生活条例改正 14年7月施行 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。 平成18年12月 都消費生活条例改正 19年7月施行 特色:悪質事業者への規制強化						
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や講演会、出前講座等を開催することは重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		177	303	327	335	389	2,072	4,788
決算額(23年度は見込み)		131	298	294	265	350	1,470	4,788
人件費等		669	1,093	1,098	1,091	2,118	4,134	
減価償却費							2,760	
【事務分担量】(%)		15	20	20	20	40	95	
合計(+ +)		800	1,391	1,392	1,356	2,468	8,364	4,788
国(特定財源)								
都(特定財源)						188	1,038	4,192
その他(特定財源)								
一般財源		800	1,391	1,392	1,356	2,280	7,326	596
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	消費者講座 人数	190人	92人	123人	154人	149人	134人	(270)人
	消費者講座 回数	4回	4回	5回	5回	8回	8回	(9)回
	消費者講演会 人数					85人	178人	(100)人
	消費者講演会 回数					2回	1回	1回
	出前講座 人数	497人	733人	973人	554人	400人	714人	(600)人
	出前講座 回数	8回	31回	28回	18回	14回	17回	(20)回

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	消費者講座講師謝礼	181	消費者講座講師謝礼	737	消費者講座講師謝礼等	692
	消耗品費	図書・追録・リーフレット等	157	図書・追録・リーフレット等	287	図書・追録・リーフレット等	3,638
	印刷製本費			事例集表紙作成費・マグネット	324	事例集表紙作成費	106
	役務費			消費者講演会看板作成費	23	消費者講演会看板作成費	100
	委託料			消費者講演会用ポスター・チラシ作成委託	69	消費者講演会用ポスター・チラシ作成委託	141
	使用料及び賃借料	会場使用料	12	会場使用料	30	会場使用料	111

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	消費者講座数	5	8	8	9	9	
	出前講座回数	18	14	17	20	30	

（問題点・課題分析）	・消費者被害を未然に防ぐためには、消費者を取り巻く経済社会環境に応じたタイムリーな消費者講座を企画したり、区のホームページなどを活用して消費者啓発を行っていく必要がある。 ・出前講座は、特に高齢者の被害防止に重点を置くとともに、各種団体の集まりに積極的に出席し啓発を行っていく必要がある。 ・若者向けの啓発は、教育委員会と連携を図りながら実施する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	消費者講座の内容、実施方法などを工夫する。また、区のホームページなども活用し社会経済状況に応じたタイムリーな啓発を図る。	消費者啓発がより一層図れる。
	高齢者や障がい者等の消費者被害防止ネットワークづくりを更に推進するため、福祉関係部署や関係機関との連携を強化する。	高齢者や障がい者等の見守り役が増えることにより、消費者被害の減少につながる。
	小学生高学年・中学生を中心に消費者被害の未然防止を図るため、教育委員会との連携を強化する。	若者の消費者被害の未然防止につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する当該事業の優先度は高い。

議（要質問）	17年1定 仮称「荒川区消費生活条例」の制定、消費者教育の整備及び充実
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	消費者活動支援事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	釜井 広行
		担当者名	山崎 美知子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	消費者活動支援事業(01-04-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 23年度 ○ 22年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 52 年度		根拠	消費者基本法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区消費者団体事業補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	消費者団体が消費生活の安定や向上を図る目的で実施する事業に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、消費者団体の活動を支援する。				
対象者等	荒川区消費者団体				
内容	・ 補助金の交付を受けることのできる団体の要件 (1) 消費者の立場から、消費生活の安定と向上を図る目的をもって自主的に組織されかつ荒川区に登録されている。 (2) 20名以上の会員で組織されている。 (3) 団体の運営を定める「会則」又は、これに準ずるものがある。 (4) 年間をとおしての事業計画が定められている。 ・ 補助金の交付対象となる事業 (1) 講演(習)会、研修会、懇談会、施設見学会。 (2) 消費生活展、不用品再利用交換会。 (3) その他区長が認めた事業。 ・ 補助金の算定方法 (1) 各対象事業の実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、30,000円を上限とする。 (2) 団体の連合体が、各対象事業を実施する場合の補助金の交付額は、実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、50,000円を上限とする。				
経過	平成11年度 事業名を「消費者啓発事業」から「消費者活動支援事業」に変更。				
必要性	消費者啓発活動や消費者団体の育成を推進するため、消費者団体が行う事業に対して支援をすることは必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 区が補助金を交付し、消費者団体が自主的に事業を実施する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	139	111	80	74	42	42	42
	決算額(23年度は見込み)	52	22	29	2	13	6	42
	人件費等	669	242	244	218	212	258	
	減価償却費						145	
	【事務分担量】(%)	15	5	5	4	4	5	
	合計(+ +)	721	264	273	220	225	409	42
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	721	264	273	220	225	409	42
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	講演会・展示会等 件数	2件	1件	2件	0件	2件	1件	(6)件
	講演会・展示会等 金額	11	5	10	0	13	6	(42)
	消費生活展 件数	5件	2件	3件	1件	-	-	-
	消費生活展 金額	41	18	19	2	-	-	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	活動展示会 （講演会と同時開催）	13	活動展示会 （講演会と同時開催）	6	講演(習)会	42

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	申請件数		1	2	1	2	2	

（問題点・課題）	消費者団体構成員の高齢化等によって、消費者団体が減少し、消費者団体活動が困難になってきている。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 3 区） 未実施区：千代田区、渋谷区、練馬区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	同一受講者を対象とした消費者講座を連続して実施するなど、新たな消費者団体が組織されやすい状況を作る。	消費者団体の活動を活性化できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	消費者団体の自主的・主体的な活動を支援するために必要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名		消費者相談事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	釜井 広行
			担当者名	牧之瀬 晃子	内線	477
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)		消費者相談事業(01-05-01)				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 23年度 ○ 22年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度		● 昭和 ○ 平成 61 年度		根拠	消費者基本法 東京都消費生活条例	
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区消費者相談実施要綱	
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系		分野 産業革新都市[]				
		政策 活力ある地域経済づくり[05]				
		施策 安心安全の消費生活[05-09]				
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関への紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。深刻化する多重債務問題に対応するため、弁護士による多重債務特別相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っている。					
対象者等	(1) 荒川区内在住の個人及び区内に主たる事務所を有する団体。（営利を目的とするものは除く。） (2) 区内在勤、在学者で区長が必要と認めるもの。					
内容	・消費者相談室の設置 消費者相談室を設置し、国民生活センターが実施する消費生活相談員養成講座の修了者又はこれと同等の資格経験を有する者を消費生活相談員として配置する。 ・勤務体制 非常勤職員 4週間につき15日 3名（平成20年度まで2名） ・相談の日時 月曜日～金曜日、午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分（受付は4時30分まで） 「弁護士による多重債務特別相談」（予約制） 毎月2回 第2・第4金曜日、午前9時～午前12時 ・相談の場所 荒川区消費者相談室において実施する。ただし、特に必要があると認めたときは、他の場所においても行うことができる。 ・消費者相談ホームページの開設：平成13年2月 【消費者相談室機能拡充費】 消費者行政活性化交付金を活用し、平成22年7月に産業経済部3階研修室を改修し、消費者相談室及び情報コーナーを増設。平成22年度単年度経費：予算額4,700,000円 支出額4,045,252円					
経過	平成9年4月 消費者相談員を1名から2名に増員 平成13年 割賦販売法、消費者契約法、薬事法、JAS法等日常生活に密接に関連した法律が多数改正 平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入 平成16年4月 消費生活相談情報直接入力システム運用開始 平成20年4月 弁護士による多重債務特別相談窓口を開設 平成20年6月 特定商取引法、割賦販売法の一部改正 平成21年4月 消費者相談員を2名から3名に増員 平成21年9月 消費者安全法施行 平成21年12月 平成20年6月改正の特定商取引法、割賦販売法が一部施行 平成22年1月 消費者ホットライン開始 平成22年4月 新パイオネット運用開始 平成22年6月 改正貸金業法完全施行 平成22年7月 消費者相談室及び情報コーナーを増設 平成22年12月 改正割賦販売法完全施行					
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や消費者啓発は必要不可欠である。					
実施方法	1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	5,559	5,579	5,597	6,604	8,890	15,798	11,115
	決算額（23年度は見込み）	5,571	5,569	5,562	6,377	9,039	14,974	11,115
	人件費等	503	499	500	1,091	1,588	3,715	
	減価償却費						2,324	
	【事務分担量】（％）	8	8	8	20	30	80	
	合計（+ +）	6,074	6,068	6,062	7,468	10,627	21,013	11,115
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					2,228	8,365	4,943
	その他（特定財源）							
	一般財源	6,074	6,068	6,062	7,468	8,399	12,648	6,172
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	相談件数	1,388	1,094	1,209	1,126	1,367	1,346	(1,300)
	相談内容順位	情報通信	情報通信	情報通信	サラ金	サラ金	サラ金	
	相談内容順位	サラ金	サラ金	サラ金	情報通信	情報通信	情報通信	
	相談内容順位	資格教材	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物	土地・建物	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	消費生活相談員報酬	7,497	消費生活相談員報酬	9,055	消費生活相談員報酬	9,055
	共済費	社会保険料	932	社会保険料	1,212	社会保険料	1,243
	報償費	弁護士謝礼	487	弁護士謝礼	467	弁護士謝礼	488
	特別旅費	消費生活相談員旅費	44	消費生活相談員旅費	50	消費生活相談員旅費	99
	一般需用	消耗品費	63	消耗品費	48	消耗品費	71
	役務費	手数料（相談用端末機ライセンス）	0		0		
	委託料			ポスター、チラシ作成委託	81	ポスター、チラシ作成委託	141
	備品購入費	相談員研修受講料	16	相談員研修受講料	16	相談員研修受講料	18
	負担金			【相談室機能拡充経費】	4,045		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題）	相談内容は複雑多岐で長時間に及ぶ事例が増えている。消費者相談室に寄せられる様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップが常に必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 消費生活センター 18区 消費生活係 2区 消費生活課 1区 消費者相談コーナー 1区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談員がさまざまな相談に対応できるよう、今後も国民生活センター等で行う研修に積極的に参加する機会を増やす。	相談員としての能力・技術の向上が図られ、相談者に適切なアドバイスができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安定と向上のため、消費者問題への対応や解決、消費者啓発を図る当該事業の優先度は高い。

状況（要旨）	15年四定 「消費者行政の充実について」 17年一定 「条例制定、体制充実、啓発強化」
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名		電気用品の販売に関する事務		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	釜井 広行
				担当者名	山崎 美知子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 23年度 ○ 22年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 36 年度		根拠	電気用品安全法 電気用品取締事務実施要領			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]					
	政策	活力ある地域経済づくり[05]					
	施策	安心安全の消費生活[05-09]					
目的	電気用品の製造、輸入及び販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することによって、粗悪な電気用品をなくし、消費者が安全に電気用品を使用できるようにする。 区長は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表23に基づき、販売事業者に対する立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。						
対象者等	電気用品販売事業者						
内容	1 販売事業者から報告の徴収 2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、製造者、商標、形式定格電圧等の表示について検査を行う。検査終了後に、電気用品調査表を作成する。						
経過	平成12年4月1日 地方分権一括法の施行により東京都区長委任条項が廃止され、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。 平成13年4月1日 1 電気用品取締法から電気用品安全法へ名称変更された。 2 製造事業登録・型式認可制度から届け出・自己確認制度へ変更された。（規制は緩和されたが取り扱い商品への責任が重くなった。） 3 指定検査機関制度廃止、政府認定の民間第三者検査機関制度の導入。 4 事前規制の合理化により、回収命令、罰則強化。 平成19年12月21日 電気用品販売の事業を行う者に対する立入検査実施要領（経済産業省）制定 平成20年4月1日 東京都電気用品取締事務実施要領制定 * 電気用品安全法における都道府県事務を区市町村に移譲する法改正が、現在国会で審議中であり、平成24年4月を目途に権限移譲の検討が行われている。						
必要性	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、表示の有無の検査を行う。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	431	256	256	254	244	290	
	減価償却費						116	
	【事務分担量】（％）	5	3	3	3	3	4	
	合計（＋＋）	431	256	256	254	244	406	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	431	256	256	254	244	406	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	立入販売事業者数	4	4	4	3	3	4	(3)
	検査数	27	25	23	15	28	22	(25)
	違反電気用品販売店数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			0		0		0

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく事務である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	計量法に基づく事前調査	部課名 担当者名	産業経済部産業振興課 牧之瀬 晃子	課長名	釜井 広行
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)	産業振興課事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 23年度 ○ 22年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度	根拠	計量法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	「計量法」は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められている。区市町村長は、計量法第22条に基づき、都道府県の定期検査にあたり、対象計量器の数を事前に調査し、都道府県知事に報告することとなっている。				
対象者等	取引又は証明に「はかり」を使用している事業所				
内容	- 計量法に基づく定期検査（隔年実施）のための事前調査 → 17年度、19年度、21年度実施する。 - 業務用はかり（特定計量器） 1 タクシメーター 2 質量計 3 温度計 4 皮革面積計 5 体温計 6 流速計 7 密度浮ひょう 8 アイド型圧力計 9 流量計 10 熱量計 11 最大需用電力 12 電力量計 13 無効電力量計 14 照度計 15 騒音計 16 振動レベル計 17 濃度計 18 浮ひょう型比重 - 事前調査送付はがき枚数（隔年実施、対象業種） 13年度 120件 鮮魚、精肉、惣菜 15年度 240件 スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 17年度 240件 病院、新規スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 19年度 240件 新規飲食、貴金属、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 21年度 240件 医院、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 - 定期事前調査質問内容 1 「はかり」の使用の有無 2 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、最大量れる量、台数				
経過	届出済証が貼付されたはかりの計量法における取り扱いについては、届出済証が検査証印とみなされる期限（平成15年10月31日）以降、取引又は証明に使用する場合には、計量法の技術基準に適合されるよう改造を行った後、検査に合格しなければならないこととされている。（型式承認改造検定） しかし、当該はかりが未だ相当数使用されていることを考慮し、新たな「型式外検定」制度が創設され平成13年11月以降の継続使用について、使用者の方に判断してもらう選択肢が設けられた。				
必要性	計量法に基づき、区市町村長に事前調査及び都道府県知事への報告が義務付けられている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 事前調査は、新規事業所を重点的に行い、既存の事務所については事業ごとのリストで無作為抽出し、計量器定期検査事前調査用往復ハガキを送付する。事前調査結果については都道府県知事に報告する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		24	0	24	0	24	0	45
決算額（23年度は見込み）		24	0	24	0	24	0	45
人件費等		550	219	220	218	285	0	
減価償却費							0	
【事務分担量】（％）		10	4	4	4	7	0	
合計（＋＋）		574	219	244	218	309	0	45
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		574	219	244	218	309	0	45
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	事前調査件数	240	0	240	0	240	0	(450)

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	事前調査用往復はがき	24	定期検査なし	0	事前調査用往復はがき	45

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題 指標分析）								
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	計量法に基づく事務である。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名		家庭用品の品質表示に関する検査事務		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	釜井 広行
				担当者名	山崎 美知子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）							
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 23年度 ○ 22年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 37 年度		根拠	家庭用品品質表示法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例		
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	産業革新都市[]				
		政策	活力ある地域経済づくり[05]				
		施策	安心安全の消費生活[05-09]				
目的	一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的とする。区長は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表3に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。						
対象者等	卸売業者以外の販売業者（一般小売業者）						
内容	1 立入り検査及び適正化指導						
	2 東京都への実績報告						
	20年度 検査実施店舗等数 11件 検査実施品目数 40品目・236件 （内訳 繊維製品 16 合成樹脂加工品3 電気機械器具13 雑貨工業品8） 21年度 検査実施店舗等数 10件 検査実施品目数 35品目・218件 （内訳 繊維製品 18 合成樹脂加工品4 電気機械器具9 雑貨工業品4） 22年度 検査実施店舗等数 12件 検査実施品目数 47品目・310件 （内訳 繊維製品 21 合成樹脂加工品6 電気機械器具8 雑貨工業品12） 検査項目：表示状況調査（表示の有無及び適否）、表示の管理状況、責任者及び店員の法に対する知識、無表示品の仕入先、不適正表示品の表示者 対象品目：90品目（繊維製品35 合成樹脂加工品8 電気機械器具17 雑貨工業品30）						
経過	平成12年1月26日 家庭用品品質表示法の一部が改正され、雑貨工業品に家庭用浄水器が加わる。 （平成14年4月1日施行） 平成12年4月1日 地方分権一括法により東京都区長委任条項が廃止され「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。 平成21年9月1日 消費者庁設置に伴い家庭用品品質表示法の窓口が経済産業省から消費者庁に変更。						
必要性	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		0	0	0	0	0	0	0
決算額（23年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		431	256	256	254	244	290	
減価償却費							116	
【事務分担量】（％）		5	3	3	3	3	4	
合計（＋＋）		431	256	256	254	244	406	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		431	256	256	254	244	406	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	検査実施店舗等数	10	10	12	11	10	12	(10)
	検査実施品目数	37	43	37	40	35	47	(40)
	検査点数	283	271	255	236	218	310	(270)
	不適正件数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			0		0		0

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく事務である。

議会議決（要旨）	
----------	--